

高齢者の
みなさまへ

平成29年4月1日にスタート!

千葉県自転車条例

自転車乗車中の被害を軽減するために、
ヘルメットをかぶりましょう。

ヘルメットを正しく着用することにより頭部損傷による
死者の割合はおおよそ**4分の1に低減**するというデータ※
もあります。

※ITARDA INFORMATION 交通事故分析レポートNO.97(平成24年11月)より



自転車を安全に利用するために、守っていただきたいルール

①車道の左側を走りましょう



自転車は車の仲間で、
車道通行が原則です。
車道を通行するときは
道路の左端に寄って
通行しましょう。

②歩いている人を優先しましょう

例外的に歩道を通行するときには、
すぐに停止できる速度で、歩行者の
通行を妨げないようにしましょう。

③ながら運転はやめましょう

傘さし、スマホ・携帯、ヘッドホン使用などの
「ながら運転」はやめましょう。



傘を差しながら



スマホ・携帯を操作しながら



ヘッドホン等で
音楽を聴きながら

④交差点では安全確認しましょう

交差点では、信号や
標識に従うだけでなく、
徐行や一時停止する
など、安全を確認して
通行しましょう。



⑤夕方からライトをつけましょう



夕暮れ時は事故が起き
やすいことから、暗くなる
前に早めにライトを点灯
しましょう。

◆自転車保険に加入しましょう

万が一の加害事故に備え、
自転車損害賠償保険等
に加入しましょう。
まずは、自分が加入して
いる保険を確認してみま
しょう。



千葉県 自転車保険

検索

【お問い合わせ】

千葉県くらし安全推進課

電話 043-223-2263 FAX 043-221-2969

平成29年3月作成